

神奈川県警察自動車運転技能検定実施要綱の制定について

平成10年7月30日
例規第39号
神教発第837号
各所属長あて 本部長

このたび、別添のとおり「神奈川県警察運転技能検定実施要綱」を制定し、平成10年9月1日から施行することとしたので、適正な運用に努められたい。

記

第1 制定の趣旨

警察職員（以下「職員」という。）による交通事故は、警察の信用を著しく失墜するほか、警察業務の遂行に多大な支障となることから、警察車両の運転に従事する職員の運転技能の向上と交通事故の防止を図るため、このたび、神奈川県警察自動車運転技能検定実施要綱（以下「要綱」という。）を定めたものである。

第2 制定の要点

1 検定制度

職員の自動車運転技能の向上と交通事故防止を図るための検定制度を定めた。

2 警察車両の運転

警察車両は、所属長が特に必要と認めた場合を除き、技能検定に合格した者でなければ運転することができないこととした。

3 運転技能検定委員会の設置

自動車運転技能検定を実施するために、警務部長を委員長とする検定委員会を設置することとした。

第3 解釈及び運用上の留意事項

1 趣旨（第1条関係）

「警察車両」とは、県警察が保守、管理の責めにある車両をはじめ警察の任務を遂行するため、部外機関等から借り上げて使用する車両も含むものとする。

2 所属長の責務（第2条関係）

所属長は、神奈川県警察車両管理規程（昭和59年神奈川県警察本部訓令第6号）第14条に定める運転専従員及び運転予備員（以下「運転専従員等」という。）の運転技能等を把握して、必要に応じて、運転技能、交通関係法令、警察職務と車両事故防止の必要性等について指導教養を行わなければならない。

3 警察車両の運転（第3条関係）

(1) 警察車両は、所属長が特に必要と認めた場合を除き、技能検定に合格した者でなければ運転できないこととしたが、運転専従員等の指定は、技能検定に合格した者の中から指定することとする。

(2) 「所属長が特に必要と認めた場合」とは、次に掲げる場合をいう。

なお、所属長が不在の場合は、当直主任又は警部以上の職（これに相当する職を含む。）にある者が行うこと。

ア 非常災害、事件事故等が発生し、所属長がやむを得ないと認めたととき。

イ その他、前記アに準ずると認めたととき。

4 委員会の運営（第6条関係）

検定官及び検定補助官については、各所属から委員長があらかじめ適任者を指名し、技能検定を実施する。

5 検定の区分及び運転の範囲等（第7条関係）

(1) 技能検定は、大型技能検定、普通技能検定、二輪技能検定に区分し、別に定める運転操作能力、交通法規の履行能力、安全運転に必要な能力等について行うこととした。

(2) A級に合格していない者は、緊急指定車両を運転することができず、また、B級及びC級に合格していない者は、警察車両を運転することができないこととなるが、警察業務の性格上、発生した事象等に緊急に対応する必要があることから第3条で「所属長が特に必要と認められた場合」には、未合格者であっても緊急やむを得ない措置としてこれを認めることとした。この場合、その者が技能検定の未合格者であり、緊急やむを得ない条件下であることにかんがみ、運転技能の確認と安全運転に関する具体的な指示を行うなど交通事故防止の徹底に特に配慮すること。

(3) 検定区分の種別を大型、普通、二輪の各技能検定に区分し、運転できる警察車両を定めたが、限定免許所有者（軽四輪自動車免許、乗車定員28人以下のマイクロバスに限る大型限定免許等）は、別に定める審査に合格すれば、当該免許に付された条件にならない運転の条件を付して警察車両を運転できることとした。

6 合格基準（第8条関係）

技能検定の合格基準は、運転操作能力、交通法規の履行能力、安全運転に必要な能力等について、別に定めるところによることとした。

7 受検資格（第9条関係）

受検資格を神奈川県安全センター規程（昭和60年神奈川県警察本部訓令第19号）第3章に定める運転者等の性格等に関する適性検査（以下「適性検査」という。）において、総合判定3以上の者を受検資格の要件としたが、既に適性検査を受検済みの者は、その実施結果によることとし、新たに適性検査を実施する者については、技能検定を受検する前に実施しておくものとする。

なお、適性検査を受検済みの者で、総合判定が2以下の運転専従員等については、適性検査を再度実施するほか、運転技能の操作訓練等を実施するなど適性検査の総合判定結果に基づく継続した運転操作指導等の措置を講じた上で、必要な措置を採ること。

8 検定の申請（第10条関係）

検定の申請は、自動車運転技能検定申請書（第1号様式）により申請することとしたが、この場合、申請書の適性検査結果欄に適性検査の年月日、判定値を記載するとともに、適性検査の実施結果の写しを添付することとした。

なお、要綱施行前に適性検査実施済みの者で実施結果の写し等が添付できない場合は、受検者から所属長に経過報告書を提出させ、その写しを添付してこれに代えるも

のとする。

9 検定の実施（第11条関係）

技能検定は、委員長が申請状況を勘案し、実施日時、場所、検定種別等を指定して実施するものとする。この場合、委員長は、検定官を指名して実施するものとする。

10 合格の取消し等（第13条関係）

(1) 合格の取消し又は運転停止処分は、道路交通法第103条に定める免許の取消し又は効力の停止処分に準じて合格の取消し又は運転停止処分を行うこととした。

(2) 「重大な交通法令違反を伴い交通事故を起こしたとき」とは、公用中、私用中を問わず、酒気帯び運転、著しい速度超過（30キロ超過以上）、追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止、信号無視、一時不停止等重大な交通法令違反を伴い交通事故を発生させた場合をいう。

なお、重大な交通法令違反は伴わないが、交通事故の第一原因者となり、相手に3箇月以上の負傷を与えた場合も、これに準ずる者として同様の扱いをするものとする。

(3) 「重大な交通関係法令違反を犯したとき」とは、公用中、私用中を問わず、前記(2)に掲げる職員としてふさわしくない重大な交通関係法令（道路交通法、道路運送法、道路運送車両法等）違反を犯したときをいう。

(4) 「その他警察車両を運転することが適当でないとき」とは、技能検定の合格後、精神的、身体的障害等により、その者が警察車両を運転することが適当でないときをいう。

(5) 合格の取消し及び運転停止の期間は、別に定めるところにより、道路交通法第103条に準ずる期間とした。ただし、免許の効力の停止処分がなされた場合でA級からB級等への降級処分が必要と認められる場合には、免許の効力の停止処分期間中に降級処分を行い、免許の効力の停止期間が経過した際には、降級した級位で警察車両を運転することができるように配慮すること。

また、降級処分を受けた者が上位の級位を受けることが出来ない期間は、1年以内とし、第14条により、その期間を短縮することができることとした。

(6) 安全運転講習、運転操作訓練、適性検査等の教育訓練を実施する場合の「一定期間内」とは、おおむね3箇月以内とし、これに該当する者については、第13条第2項に定める事故等報告書（第4号様式）の教育訓練実施の該当理由欄に実施予定月日、教養実施項目等を記載するものとする。

11 処分期間の短縮申請等（第14条関係）

所属長は、合格の取消し又は降級若しくは運転停止処分を受けた職員を対象に、処分期間内に教養訓練を実施し、その結果、再び警察車両を運転させることが適当と認められる者については、本人の勤務意欲の醸成等を勘案し、再検定、合格の取消し又は降級若しくは運転停止処分の期間短縮申請を行うことができることとした。この場合の申請は、再検定申請書（第7号様式）又は合格取消し等の期間短縮申請書（第8号様式）の申請理由欄に具体的状況を記載して申請するものとする。

第4 経過措置

次の各号に該当する場合は、技能検定に合格したものとみなす。

- (1) この要綱施行の際神奈川県警察教養実施計画に基づく警ら用無線自動車乗務員任用専科、警察緊急自動車技能中堅指導者専科等を修了した者（この要綱施行の際1年以内に第一原因者となる交通事故を起こした者を除く。）及び要綱施行後、同種専科及び第一交通機動隊、第二交通機動隊、自動車警ら隊、高速道路交通警察隊、機動捜査隊等において運転訓練指導員のもとで行う新隊員訓練等を修了した者は技能検定に合格したものとみなす。
- (2) この要綱の施行の際現に警察車両の運転に従事している運転専従員及び運転予備員については、所属長が行う運転操作訓練において運転適格者と認定を受けた者は、技能検定に合格したものとみなす。

なお、所属長が行う運転操作訓練は、施行後6箇月以内に行い、同訓練が修了するまでの間は、従来どおり運転専従員等として車両を運転することができる。
- (3) この要綱施行後、警察学校初任科入校中において普通二輪運転免許（小型限定）を取得した者は、併せて技能検定に準ずる運転操作訓練を行うので、技能検定（自動二輪検定C級）に合格したものとみなす。

別添

神奈川県警察自動車運転技能検定実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、神奈川県警察が管理する自動車（以下「警察車両」という。）の運転に従事する警察職員（以下「職員」という。）の運転技能の向上を図るため、神奈川県警察教養規程（平成14年神奈川県警察本部訓令第14号）第32条に基づく自動車運転技能検定（以下「技能検定」という。）の実施等について必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成14年例規39号神教発570号神学発390号〕

（所属長の責務）

第2条 所属長は、職員の自動車運転技能の向上を図るとともに、安全運転に関する指導教養を効果的に行うよう努めなければならない。

（警察車両の運転）

第3条 警察車両は、技能検定に合格した者でなければ、これを運転することができない。ただし、所属長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

（運転技能検定委員会の設置等）

第4条 警察本部に、神奈川県警察自動車運転技能検定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、所属長からの申請に基づき、技能検定を実施する。

（委員会の組織）

第5条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には、警務部長をもって充てる。

3 副委員長には、教養課長をもって充てる。

4 委員には、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 自動車警ら隊長
- (2) 機動捜査隊長

- (3) 第一交通機動隊長
- (4) 高速道路交通警察隊長
- (5) 警察学校附属自動車学校長

(委員会の運営)

第6条 委員長は、会務を総理する。

- 2 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を委員に指名することができる。
- 3 委員長は、検定官及び検定補助官を指名し、指名を受けた検定官は、技能検定を実施する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、必要がある場合には、委員長の職務を代理する。
- 5 委員は、技能検定を分担掌理する。
- 6 委員会の庶務は、教養課において処理する。

(検定の区分及び運転の範囲等)

第7条 検定の区分、運転できる警察車両及び運転の条件は、次の表のとおりとする。

検定区分		運転できる警察車両	運転の条件
種別	級位		
大型技能検定	A 級	大型自動車	A 級技能検定に合格していない者は、緊急指定車両を運転することができない。
	B 級	普通自動車	
普通技能検定	A 級	普通自動車	
	B 級		
二輪技能検定	A 級	自動二輪車	
	B 級	(C 級にあつては、排気量125cc以下とする。)	
	C 級		

(合格基準)

第8条 検定の合格基準は、別に定める。

(受検資格)

第9条 検定は、委員長が次の表の左欄に掲げる検定の区分に応じ、当該右欄に掲げる受検資格を有する者(神奈川県交通安全センター規程第2条に定める運転者等の性格等に関する適性検査(以下「適性検査」という。)において総合判定3以上の者に限る。)で、所属長から申請があった者に対して行うものとする。

検定区分		受検資格
種別	級位	
大型技能検定	A 級	大型免許を有する者で、かつ、大型自動車の緊急運行の運転適性を有すると認められる者
	B 級	大型免許を有する者
普通技能検定	A 級	普通免許取得後 2 年を経過した者で、かつ、普通自動車の緊急運行の運転適性を有すると認められる者
	B 級	普通自動車の初心運転者標識の表示義務期間を経過した者
二輪技能検定	A 級	普通二輪免許以上を取得後 2 年を経過した者で、かつ、自動二輪車の緊急運行の運転適性を有すると認められる者
	B 級	大型二輪又は普通二輪免許を有する者
	C 級	普通二輪免許（小型限定）を有する者

（検定の申請）

第10条 所属長は、前条の受検資格を有する者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会に対し、自動車運転技能検定申請書（第1号様式）により、技能検定を申請しなければならない。

- (1) 警察車両の運転に従事させようとするとき。
- (2) 現に受けている級位より上位の検定を受けさせるとき。

（検定の実施）

第11条 技能検定は、委員長が必要に応じ、その種別を指定して随時行うものとする。

（合格証書の授与等）

第12条 委員長は、技能検定に合格した者（以下「合格者」という。）に対し、合格証書（第2号様式）を授与するとともに、所属長に合格通知書（第3号様式）により通知するものとする。

- 2 所属長は、前項の通知を受けたときは、合格者の自動車運転免許取得届の所要の事項を記録しなければならない。

（合格の取消し等）

第13条 委員長は、技能検定に合格した職員が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その者の合格の取消し又は降級若しくは運転停止処分をすることができる。

- (1) 重大な交通法令違反を伴い交通事故を起こしたとき（私用中を含む。）、
- (2) 重大な交通関係法令違反を犯したとき（私用中を含む。）、
- (3) その他警察車両を運転することが適当でないと認めるとき。

- 2 所属長は、前項各号のいずれかに該当する事案を認知したときは、速やかに委員長に対し、事故等報告書（第4号様式）により、報告しなければならない。

- 3 所属長は、所属職員が関係する交通事故のうち、職員に重大な過失が認められる交通事故を除き、職員に対し、一定期間内に安全運転講習、運転操作訓練、適性検査等の教育訓練（以下「教育訓練等」という。）を実施し、その結果に基づき、警察車両を運転させることが適当と認められる者は、継続して運転に従事させることができる。

この場合、所属長は、運転教育訓練等報告書（第5号様式）により、委員長にその状況を報告するものとする。

- 4 委員長は、第1項の規定により合格の取消し又は降級若しくは運転停止処分（以下「合格の取消し等」という。）をしたときは、所属長に対し、処分通知書（第6号様式）により通知しなければならない。

（処分期間の短縮申請等）

第14条 所属長は、合格の取消し等を受けた職員を対象に、一定期間内に教養訓練を実施し、再び警察車両を運転させることが適当と認められる者については、委員長に対し、次の申請を行うことができる。

(1) 再検定の申請 再検定申請書（第7号様式）により行う。

(2) 合格の取消し等の期間短縮の申請 合格の取消し等の期間短縮申請書（第8号様式）により行う。

- 2 委員長は、前項第2号の申請により、合格の取消し等の期間短縮の決定をしたときは、所属長に対し、処分結果通知書（第9号様式）により通知しなければならない。

（実施細目）

第15条 検定の実施に関する細部の事項は、別に定める。

第1号様式、第2号様式、第3号様式、第4号様式、第5号様式、第6号様式、第7号様式
第8号様式、第9号様式 省略